

## 有機農業ネットワーク神奈川 規約

- 第1条（名称） この会の名称は「有機農業ネットワーク神奈川」とし、略称を「有機ネット神奈川」とする。
- 第2条（目的） この会は、神奈川県有機農業の推進と発展に向けて、有機農業をめざす農業者と新たに有機農業を志す新規就農者が容易に取り組むことのできる環境の整備に資するとともに、あまねく神奈川県下の消費者が有機農産物を手にすることができるような社会の実現を目指す。
- 第3条（事業） この会は以下の事業を行う
- （1）有機農業を志す人々が容易に取り組むことのできる環境の整備にかかわる活動
  - （2）有機農業に関する研究会、講習会、見学会などの開催
  - （3）有機農業の推進、拡大に向けた活動
  - （4）その他上記に関する活動
- 第4条（会員） この会は、この会の趣旨に則り活動する生産者会員および一般会員と、この会を支援する個人、団体からなる賛助会員からなる。
- 第5条（会費） この会の会費は1年あたり以下の通りとし、会員は会費を納入する。生産者会員の初年度会費は一般会員と同じとする。
- |         |       |        |
|---------|-------|--------|
| （1）会員   | 生産者会員 | 2000円  |
|         | 一般会員  | 1000円  |
| （2）賛助会員 | 個人 1口 | 1000円  |
|         | 団体 1口 | 10000円 |
- 第6条（役員） この会は以下の役員を置き、任期は2年とし、再任を妨げない。
- |      |    |
|------|----|
| 代表   | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 監査   | 2名 |
- 第7条（監査） この会の会計は、監査が監査する